(日弁連法務研究財団)

法科大学院 年次報告書

平成22年10月30日

國學院大學法科大学院

1 学生数及び教員に関するデータ

◇入学者

単位:人

	入学定員	入学者数	法学既修者	法学系の学部・ 学科以外の学部・ 学科出身者	実務等経験者
2008年度入学者 (平成20年度)	50	49	1	11	13
2009年入学者 (平成21年度)	50	31	1	1	16
2010年度入学者 (平成22年度)	40	25	1	2	6

法学系の学部・学科以外の学部・学科出身者かつ実務等経験者は、実務等経験者にカウントする。

◇学生・修了者数の推移

本文末尾別紙のとおり。

◇教員数(専任教員・みなし専任教員)

入学定員が100人以下の法科大学院

必要教員数は,各分野につき1人

	憲	法	行 政 法	民	法	商	法	民事訴訟法	刑	法	刑事訴訟法
必要 教員数	1:	名	1名		1名	1	名	1名	1	名	1名
実員数	14	名	1名		5名	1:	名	2名	2:	名	3名

※上表は、平成22年4月1日時点の専任教員数に基づくものである。なお、平成22年4月1日時点では上記のとおりであるが、刑法を担当する河原崎弘教授が健康上の理由により4月30日付で退職した。河原崎教授が担当していた科目については、「刑事法演習Ⅰ(刑法)」2コマを志澤徹客員教授に、「刑事法演習Ⅲ(実体法・手続法統合演習)」2コマを大塚博喜兼任講師に変更している。

- ※各分野の教員は次のとおりである。
 - (1)憲法1名=福岡英明教授
 - (2) 行政法 1 名=磯部力教授
 - (3) 民法 5 名 = 花立文子教授・平林勝政教授・廣瀬美佳教授・村和男教授・吉井啓子教授
 - (4) 商法 1 名=中曽根玲子教授
 - (5) 民事訴訟法2名=中川徹也教授・若林諒教授
 - (6) 刑法 2 名=河原崎弘教授・武田誠教授
 - (7)刑事訴訟法3名=今井秀智教授・四宮啓教授・高内寿夫教授

◇教員一覧

▽教貝一見						
氏 名	性別	職名	専任/みな し専任/兼 担/非常勤 の別	5年以上の 実務経験の 有無	着任年月	担当科目
磯部 力	男	教授	専任	無	平成 22 年 4 月	(平成 22 年度前期) 公法 II (行政法)、公法演習Ⅲ (憲法・行政訴訟) (平成 22 年度後期) 公法演習 II (行政法)、応用演習 I (行政法)
今井 秀智	男	教授	みなし 専任	有	平成 16 年 4 月	(平成 22 年度前期) 刑事法演習Ⅲ(実体法・手続法統 合演習)、刑事訴訟実務の基礎 (平成 22 年度後期) 基礎演習Ⅲ(刑事訴訟法)
河原崎 弘	男	教授	みなし 専任	有	平成 16 年 4月	(平成 22 年度前期) 刑事法演習 I (刑法)、刑事法演 習Ⅲ(実体法・手続法統合演習)
四宮 啓	男	教授	専任	有	平成 21 年 4 月	(平成 22 年度前期) リーガルクリニック(上級) (平成 22 年度後期) 刑事法演習Ⅱ(刑事訴訟法)、応 用演習Ⅲ(刑事訴訟法)、リーカ゛ルクリニック(初級)
高内 寿夫	男	教授	専任	無	平成 17 年 4月	(平成 22 年度前期) 応用演習Ⅲ(刑事訴訟法)、少年 法 (平成 22 年度後期) 刑事法演習Ⅱ(刑事訴訟法) (平成 22 年度通年) 刑事訴訟法 (平成 22 年度集中) エクスターンシップ
武田 誠	男	教授	専任	無	平成 16 年 4 月	(平成 22 年度前期) 刑法 I (各論)、刑事法演習 I (刑 法) (平成 22 年度後期) 刑法 II (総論)、応用演習 III (刑 法) (平成 22 年度集中) エクスターンシップ
中川 徹也	男	教授	専任	有	平成 16 年 4 月	(平成22年度前期) 民事法演習 I (民法 I)、民事法 演習 V (実体法・手続法統合演 習)、民事訴訟実務の基礎 (平成22年度後期) 民事訴訟法、民事法演習 IV (民事 訴訟法) (平成22年度集中) エカスターンシップ

中曽根 玲子	女	教授	専任	無	平成 16 年 4 月	(平成22年度前期) 会社法、応用演習Ⅱ(会社法) (平成22年度後期) 民事法演習Ⅲ(会社法)、金融商 品取引法 (平成22年度集中) エカスターンシップ
中山 一郎	男	教授	専任	無	平成 21 年 4 月	(平成 22 年度前期) 知的財産法 I (特許法) (平成 22 年度後期) 英米法、知的財産法 II (著作権 法)、応用演習VI (知的財産法)
花立 文子	女	教授	専任	無	平成 19 年 4 月	(平成 22 年度前期) 民法Ⅲ(債権総論)、民事法演習 V(実体法・手続法統合演習) (平成 22 年度後期) 民法V(契約法)、民事法演習Ⅱ (民法Ⅱ)、基礎演習Ⅱ(民法)
平林 勝政	男	教授	専任	無	平成 16 年 4 月	(平成 22 年度前期) 民法 I (総則)、医事法 (平成 22 年度後期) 基礎演習 II (民法) (平成 22 年度集中) エクスターンシップ
蛭田 孝雪	男	教授	専任	有	平成 22 年 4 月	 (平成 22 年度前期) リーカ・ルクリニック (上級) (平成 22 年度後期) リーカ・ルクリニック (初級) (平成 22 年度集中) プ・レリーカ・ルクリニック、リーカ・ルクリニック (上級・刑事)、エクスターンシップ。
廣瀬 美佳	女	教授	専任	無	平成 17 年 4 月	(平成 22 年度前期) 民事法演習 I (民法 I)、環境政策 (平成 22 年度後期) 民法VI(事務管理・不当利得・不 法行為法)、環境法 (平成 22 年度集中) エカスターンシップ
福岡 英明	男	教授	専任	無	平成 16 年 4 月	(平成 22 年度前期) 公法演習 I (憲法)、公法演習Ⅲ (憲法・行政訴訟) (平成 22 年度後期) 応用演習 I (憲法) (平成 22 年度通年) 公法 I (憲法) (平成 22 年度集中) エクスターンシップ

村 和男	男	教授	専任	有	平成 17 年 4 月	(平成 22 年度前期) 民事法演習 V (実体法・手続法統合演習)、リーカ・ル・リサーチ、リーカ・ルクリニック(上級) (平成 22 年度後期) 法曹倫理、リーカ・ル・ライティンク・ (平成 22 年度集中) エクスターンシップ。
吉井 啓子	女	教授	専任	無	平成 16 年 4 月	(平成 22 年度前期) 民法Ⅱ(物権)、民事法演習V(実 体法・手続法統合演習) (平成 22 年度後期) 基礎演習Ⅱ(民法)、応用演習Ⅱ (民法)
若林 諒	男	教授	専任	有	平成 22 年 4 月	(平成22年度前期) 応用演習Ⅱ(民事訴訟法) (平成22年度後期) 民事法演習Ⅳ(民事訴訟法)、民 事執行・保全法
村井のり子	女	専任 講師	専任	無	平成 21 年 4 月	(平成 22 年度前期) リーカ゛ル・リサーチ (平成 22 年度後期) リーカ゛ル・ライティンク゛
小澤 直子	女	助教	専任	無	平成 21 年 4 月	※担当科目なし
門広乃里子	女	教授	兼担	無	平成 17 年 4月	(平成 22 年度前期) 家族法
高塩 博	男	教授	兼担	無	平成17年	(平成 22 年度後期) 日本法制史
西川 佳代	女	教授	兼担	無	平成 16 年 4 月	(平成22年度前期) 紛争処理システム
本久 洋一	男	教授	兼担	無	平成 22 年 4 月	(平成 22 年度前期) 応用演習 V (労働法) (平成 22 年度後期) 労働争訟法
横山	男	教授	兼担	無	平成 18 年 10 月	(平成 22 年度後期) 刑事政策
山口 聡	男	准教授	兼担	無	平成 17 年 10 月	(平成 22 年度後期) 法理学
飯田 康仁	男	講師	非常勤	無	平成 20 年 10 月	(平成 22 年度後期) リーカ゛ルクリニック (初級)
伊藤 圭一	男	講師	非常勤	有	平成 22 年 10 月	(平成 22 年度後期) 基礎演習Ⅲ(刑法)
伊藤進	男	客員 教授	非常勤	無	平成 21 年 10 月	(平成 22 年度前期) 応用演習Ⅱ(民法) (平成 22 年度後期) 民法Ⅳ(担保法)
伊藤 敬也	男	講師	非常勤	無	平成 20 年 10 月	(平成 22 年度後期) 応用演習VI(国際関係法・私法 系)
井上 琢也	男	客員	非常勤	無	平成 17 年	· ·

		教授			4月	西洋法制史
岩隈 道洋	男	講師	非常勤	無	平成 20 年 10 月	(平成 22 年度後期) 情報法
牛山久仁彦	男	講師	非常勤	無	平成 18 年 10 月	(平成 22 年度後期) 地方自治
大迫惠美子	女	客員	非常勤	 有	平成 17 年	(平成22年度前期)
八旦忠天 1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	教授	乔市 <u></u>	行	4月	民事法演習 I (民法 I) (平成 22 年度前期)
大塚 博喜	男	講師	非常勤	有	平成 22 年 4月	(平成 22 平及前期) 刑事法演習Ⅲ(実体法・手続 法統合演習)
大場 敏彦	男	講師	非常勤	無	平成 22 年 4月	(平成 22 年度前期) 社会保障法
大橋 憲広	男	講師	非常勤	無	平成 18 年 4 月	(平成 22 年度前期) 法社会学
河合 繁昭	男	講師	非常勤	有	平成 20 年 10 月	(平成 22 年度後期) リーガルクリニック(初級)
河合 敏男	男	客員 教授	非常勤	有	平成 22 年 10 月	(平成 22 年度後期) 民事法演習 II (民法 II)
河村 寛治	男	講師	非常勤	無	平成 21 年 4月	(平成 22 年度前期) 国際関係法(私法系)
北原 昌文	男	客員 教授	非常勤	有	平成 17 年 10 月	(平成 22 年度後期) 自治体政策法務、地方自治 法
齋藤 実	男	講師	非常勤	無	平成 21 年 10 月	(平成 22 年度後期) リーガルクリニック (初級)
佐藤修一郎	男	講師	非常勤	無	平成 17 年 10 月	(平成 22 年度前期) 公法演習 I (憲法) (平成 22 年度後期) 基礎演習 I (憲法)
佐藤 彰一	男	講師	非常勤	有	平成 17 年 10 月	(平成 22 年度後期) 民事法演習IV(民事訴訟法)
三邊 夏雄	男	講師	非常勤	無	平成 21 年 10 月	(平成 22 年度後期) 公法演習Ⅱ(行政法)
志賀 櫻	男	客員 教授	非常勤	有	平成 22 年 4月	(平成 22 年度前) 公法演習Ⅲ(憲法・行政訴 訟)
志澤 徹	男	客員 教授	非常勤	有	平成 22 年 4月	(平成 22 年度前期) 刑事法演習 I (刑法)
柴 由花	女	講師	非常勤	無	平成 22 年 10 月	(平成 22 年度後期) 租税法、応用演習V(租税 法)
鈴木 恭蔵	男	講師	非常勤	無	平成 17 年 4月	(平成 22 年度前期) 経済法
清野 英之	男	客員 教授	非常勤	有	平成 21 年 10 月	(平成 22 年度後期) リーカ゛ルクリニック (初級)
竹内 朗	男	客員 教授	非常勤	有	平成 18 年 10 月	(平成 22 年度前期) 企業法務
武田 仁	男	客員 教授	非常勤	有	平成 17 年 4月	(平成 22 年度前期) 倒産法
立松美也子	女	講師	非常勤	無	平成 21 年	(平成22年度後期)

					10 月	国際関係法(公法系)
寺内 一	男	講師	非常勤	無	平成 19 年 10 月	(平成 22 年度後期) 法律英語
西谷 剛	男	客員 教授	非常勤	無	平成 22 年 10 月	(平成 22 年度後期) 応用演習IV (都市・土地・住 宅法)
野間 賢	男	講師	非常勤	無	平成 19 年 10 月	(平成 22 年度前期) 労働保護法
畑 宏樹	男	講師	非常勤	無	平成 22 年 10 月	(平成 22 年度後期) 民事法演習IV(民事訴訟法)
濱田 惟道	男	客員 教授	非常勤	無	平成 21 年 4月	(平成 22 年度前期) 手形・小切手法
前川 晶	男	客員 教授	非常勤	有	平成 22 年 10 月	(平成 22 年度前期) 民事法演習Ⅲ(会社法)
山下清兵衛	男	客員 教授	非常勤	有	平成 17 年 10 月	(平成 22 年度前期) 公法演習Ⅲ(憲法・行政訴 訟)
横山 哲夫	男	客員 教授	非常勤	有	平成 19 年 10 月	(平成 22 年度後期) 消費者法
渡辺 千恵	女	講師	非常勤	無	平成 18 年 10 月	(平成 22 年度後期) リーガルクリニック(初級)

[注] 1 報告書提出年度に在籍する教員について記載すること。

り専任を退職)は、客員教授就任年月を記載。

- 2 年齢は、報告書提出年度の5月1日現在の年齢を記入すること。
- 3 専任/みなし専任/兼担/非常勤の別について,兼担は当該大学の他学部・研究科等の専任教員(法科 大学院の専任教員を兼務する者を含まない。),非常勤は専任みなし専任兼担以外の教員を指す。
- 4 着任年月は、兼担/非常勤の場合、法科大学院において初めて授業を担当した年月を記入すること。
- 5 担当科目は、報告書提出年度の担当科目を記入すること。

【備考】

- ※河原崎弘教授は、平成22年4月30日をもって、健康上の理由により退職した。後任として、「刑事法演習 I (刑法)」を志澤徹客員教授に、「刑事法演習Ⅲ (実体法・手続法統合演習)」を大塚博喜兼任講師に、講座担当者を変更した。
- ※村井のり子兼担専任講師は、平成21年4月1日より法科大学院専任教員(専任講師)に身分変更(平成20年度までは非常勤講師)している。ローライブラリアンを兼務している。
- ※小澤直子助教は、平成21年4月1日より法科大学院専任教員(助教)に採用されている。法科大学院の授業は 担当していないが、本学法学部「演習」4単位を担当している。ローライブラリアンを兼務している。
- ※客員教授の身分は非常勤である。本務校を有しない者であり、かつ、当該専門分野において、特に優れた教育上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者である。なお、任期は1年である。ただし再任を妨げない。 ※西谷剛客員教授(平成22年3月31日定年により専任を退職)、志澤徹客員教授(平成22年3月31日任期満了によ
- ※西川佳代教授は、平成22年3月31日をもって法科大学院専任教員を解消し、平成22年4月1日より法学部専任 教員となった。

2 授業計画など

◇シラバス・学生便覧

平成22年度版「学生便覧」参照

3 主要な変更点

第1分野 運営と自己改革

1-2-1 自己改革

貴財団「評価報告書」において、入試制度、カリキュラムなどの問題点についての議論と改正がそれぞれの委員会で処理されている点を指摘されたのを受け、自己点検・評価実施委員会において、法科大学院全体にわたる問題の検討を継続的に行っているところである。平成22年度については、以下のような論点を検討し、具体的な改善策を実施している。

- ①入試・広報のあり方について、本法科大学院の特色の周知、社会人特別入試制度の周知、ホームページの改善、入学試験の厳格・適正な合否判定を方針として掲げ、入試委員会と連携を取りながら改善を進めているところである。
- ②授業の充実に向けた改革として、平成22年10月に、在学生ばかりではなく、修了生への授業アンケートを実施した。アンケート結果は、全専任教員の参加するブラッシュアップ授業検討会で検討することとしている。
- ③これまで修了生の支援について十分でなかったことを反省し、いくつかの施策を始めることとした。まず、修了生向けのメーリングリストを開始し、修了生との情報交換の場を確保した。また、ホームページ上に、法曹実務家として活躍する修了生のコラム欄を新設した【資料1】」。また、新司法試験に臨む修了生に対し、教員の学習指導・支援を行うこととした。また、修了生の就職相談、進路相談に関して、就職委員会と連携を取りながら進めることとした。

また、自己点検・評価の重要性に鑑み、法科大学院教授会の円滑な審議に資するために置かれた法科大学院運営委員会の構成員を従来の3名から4名に1名を増やし、自己点検・評価実施委員長を構成員に加えた【資料2】²。

1-3-1 情報公開

平成22年度も継続して、ホームページを中心として、教育活動情報などの公開に努めており、平成22年度入試の入学者詳細情報などを公開したが、今年度中には、修了者情報、新司法試験合格者情報、日本学生支援機構奨学金受給者数、学習アドバイザー担当者一覧など必要情報を追加する。

第2分野 入学者選抜

2-1-1 入学選抜者基準の規定・公開

(1) 募集定員の変更

8-3-2 で述べるとおり、入学定員を40名に変更したことに伴い、平成22年度入学試験から、募集人員を、一般入試の秋季入試は35名、春季入試については、秋季入試の結果を受けて、募集人員を

¹ 國學院大學法科大学院ホームページより抜粋【資料1】

^{2 「}國學院大學法科大学院教授会運営規程」第8条第3号【資料2】

ホームページで公表するものとしている。なお、「社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)」については、これまでどおり5名以内としている。

(2) 第1次選抜の廃止

これまで、本法科大学院では、第1次選抜(適性試験成績等による書類審査)、第2次選抜(小論文、 適性試験成績、面接、〔法律科目試験〕)と2段階の入学者選抜を実施してきたが、平成23年度入学試験 から、第1次選抜を廃止した。第1次選抜は、受験者が多数に上る場合に、受験者を適正人数とするこ とを主眼としてきたが、これまでのところ、実際にそのような必要性が生じることはなく、また、志 願者の負担軽減にも資することから、これを廃止することとしたものである。

(3) 第2次選抜における適性試験の扱い

質の高い法曹を輩出するという目的を達成するためには、基礎学力のある学生の入学が必須である との観点から、本法科大学院では、既に平成22年度入試から、第2次選抜の配点割合を、小論文:適 性試験:グループディスカッション:面接=4:2:2:2から、4:3:1.5:1.5~と見直し、適性試験 の比重を高めている。

また、この適性試験の得点に基づく本学独自の合格基準点は設定していないが、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策」(平成21年4月17日)において「統一的な入学最低基準点については…適性試験実施機関において…当該年度の具体的な基準点が設定されるべきである」と記載されていることを踏まえ、平成23年度入試から、「適性試験実施機関において入学最低基準点が設定された場合には、それに準じて合格基準点を設定する」こととして、その旨を周知した【資料3】3。なお、平成23年度入試においては、適性試験実施機関において入学最低基準点が設定されていないことから、本法科大学院としては合格基準点を設定していない。

2-3-1 入学者の多様性の確保

「自己点検・評価報告書」に記載したとおり、平成20年度入試よりCO入試(社会人特別選抜)制度を導入している。これは、受験資格として通算7年以上の勤務期間と出願時に在職していることを求め、実務経験が「確実に定着」し、しかも実務経験から得た「広い視野と切実な関心」を持つ者を、適性試験結果、志望理由書、推薦書、個別面接による判定で積極的に受け入れようとするものである。平成23年度入試からは、AO入試との混同を防ぎ、本入試制度の趣旨を一層明確にするために、その名称を「社会人特別入試(企業・官公庁推薦型)」に変更した。

本試験制度導入初年度の平成20年度入試では、3名の出願があったものの合格基準を満たした者がいなかったが、その後、平成21年度秋季入試では、4名の出願に対し2名を合格、平成22年度秋季入試では、1名の出願に対し1名を合格、平成23年度秋季入試では、2名の出願に対し1名を合格としている。なお、平成22年度(秋季及び春季入試)、平成23年度(秋季入試のみ)入試の結果については資料【資料4】4のとおりである。

第3分野 教育体制

3 「平成23年度國學院大學法科大学院学生募集要項 一般入試」2ページ【資料3】

^{4 「}國學院大學法科大学院入試データ【平成22年度版】」、「同【平成23年度秋季版】」【資料4】

3-1-1 専任教員の数

平成22年4月1日時点での専任教員数は19名であったが、河原崎弘教授が健康上の理由により4月30日付で退職した。河原崎教授が担当していた科目については、「刑事法演習 I (刑法)」2コマを志澤徹客員教授に、「刑事法演習 II (実体法・手続法統合演習)」2コマを大塚博喜兼任講師に変更している。教員構成に関わるデータについては、年次報告書作成上の注意事項に基づき、平成22年4月1日現在として次項目以降記載し、状況の説明を詳細なものとする。

行政法分野については、平成20年度までは専任の西谷剛教授(現客員教授)が担当しており、平成21年度は特任の専任教員として「公法演習Ⅲ(憲法・行政訴訟)」を担当していたが、平成21年度に兼任講師として「公法Ⅱ(行政法)」、「公法演習Ⅱ(行政法)」、「応用演習Ⅰ(公法)」を担当していた磯部力教授が平成22年4月1日より専任教員として着任したことにともない、法律基本科目の行政法分野について担当している。

実務家教員で東京弁護士会弁護士法人渋谷パブリック法律事務所長であり、リーガルクリニックを担当していた志澤徹教授(現客員教授)が、期間満了により同事務所所長を退任したため、平成22年4月1日付で同事務所所長に着任した蛭田孝雪教授が新たに「リーガルクリニック(初級)」、「リーガルクリニック(上級)」、「プレリーガルクリニック」、「リーガルクリニック(上級・刑事)」を担当している。

民事訴訟法担当の実務家教員として、若林諒教授が平成22年4月1日付で着任し、「民事法演習Ⅳ (民事訴訟法)」、「民事執行・保全法」、「応用演習Ⅱ(民事訴訟法)」を担当している。

また、本法科大学院には、平成21年度まで法学部との併任教員が3名いたが、この3名について法学部との調整の結果、文部科学省告示第53号における併任期限に前倒して次のとおり対応した。

民法を担当する研究者教員1名について、平成22年4月1日より法科大学院専任教員となった。なお、 法学部の授業を、兼担教員として1科目「民法」(4単位)担当している。

民事訴訟法を担当する研究者教員1名について、平成22年4月1日より法学部専任教員となった。なお、法科大学院の授業は、兼担教員として1科目「民事執行・保全法」を担当している。

労働法を担当する研究者教員1名については、平成22年3月をもって本学を退職し、平成22年4月1日より他大学法学部専任教員となっている。

以上のとおり、3名いた併任教員については、平成22年度よりすべて併任を解消した。

3-1-2 専任教員の必要数

本年次報告書「1 学生数及び教員に関するデータ」の「教員数」のとおりであるが、以下に再掲する。

	憲法	行政法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	1名	5名	1名	2名	2名	3名

なお、各分野の教員は次のとおりである。

(1) 憲法1名

福岡英明教授

- (2) 行政法1名 磯部力教授
- (3) 民法5名

花立文子教授・平林勝政教授・廣瀬美佳教授・村和男教授・吉井啓子教授

(4) 商法1名

中曽根玲子教授

(5) 民事訴訟法2名

中川徹也教授•若林諒教授

(6) 刑法2名

河原崎弘教授,武田誠教授

(7) 刑事訴訟法3名

今井秀智教授・四宮啓教授・高内寿夫教授

3-1-3 実務家教員の割合

本学に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員は3名であり、本法科大学院は、その基準の2倍である6名体制としている。

3-1-4 教授の比率

平成22年5月1日時点での本法科大学院専任教員は18名である。なお、身分構成は、教授16名、専任講師1名、助教1名である。平成22年度の法科大学院授業担当教員一覧は、平成22年度版「学生便覧」に記載されている【資料5】5。また、本学の「教授」の採用及び昇格の審査基準は「法科大学院教員資格審査実施細則」5条以下に定められており、2007年度上期に認証評価を受けた際に提出した時点から変更はない。

※平成22年4月1日時点

	専任教員						
	Ī	専任教員総数	ά	うち実務家教員(実員)			
	教授	その他	計	教授	その他	計	
専任教員数	17	2	19	7	0	7	
計に対する割合	89.5%	10.5%	100%	100%	0%	100%	

3-1-5 教員の年齢構成

専任教員の年齢構成は、以下のとおりである。

⁵ 平成22年度版「学生便覧」212頁及び「平成22年度前期開講科目講座担当者変更について」【資料5】

※平成22年4月1日時点

		40 歳以下	41~50歳	51~60歳	61~70歳	71 歳以上	計
	研究者教員	0	5	3	4	0	12
専任教員	初九百叙其	0.0%	41.7%	25.0%	33.3%	0%	100.0%
分正教具	実務家教員	0	1	4	2	0	7
	关伤豕쐯貝	0%	14.2%	57. 2%	28.6%	0%	100.0%
合計		0	6	7	6	0	19
		0.0%	31.6%	36.8%	31.6%	0%	100.0%

3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

専任教員の男女別の人数は、以下のとおりである。

※平成22年4月1日時点

教員区分	専任	教員	兼担・非	常勤教員	計	
性別	研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	ĦΤ	
男	6	7	19	17	49	
77	12.2%	14.3%	38.8%	34. 7%	100.0%	
+-	6	0	4	2	12	
女	50.0%	0%	33. 3%	16.7%	100.0%	
全体における	31.	60/	14.	20/	04.50/	
女性の割合	31.	0 /0	14.	ა /0	24.5%	

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1-1 FD活動

FD活動のさらなる充実、成果の共有を目指し、本年度は、以下の施策を実施した。

- ①優秀な成績で修了した修了生に対して、授業のあり方に対して教科ごとにアンケートを実施し、各授業の問題点について指摘してもらい【資料6】⁶、各教員に改善の方策を検討してもらうとともに、全体的問題点についてブラッシュアップ委員会及びブラッシュアップ授業検討会で検討することとした。
- ②適正・厳格な成績評価を行うために、全専任教員が参加したブラッシュアップ授業検討会を開催している。前期は6月23日(水)教授会終了後に開催した。後期は11月24日(水)教授会終了後に開催する。
- ③平成21年度に引き続き、渋谷パブリック法律事務所を共同で利用してリーガルクリニックを実施

⁶ 「新司法試験合格者へのアンケートについて (ご依頼)」【資料 6】

している3法科大学院(東海大学・獨協大学・明治学院大学)と合同で、相互授業見学を実施することとしている。平成21年12月には本法科大学院教員が明治学院大学の授業を見学した実績がある。

第5分野 カリキュラム

5-1-1 科目設定・バランス

平成 22 年度入学者につきカリキュラムを部分的に改定した。標準コース 1 年次については、「公法 I (憲法)」を 3 単位から 4 単位へ拡充し、「基礎演習」 2 単位を新設した(基礎演習では簡単な事例 問題を素材にして法的思考を文章化する作法を学ぶ)。同 2 年次については、「公法 II (行政法)」を 3 単位から 4 単位に拡充した。これにより、平成 22 年度入学者より、修了に要する単位は 100 単位 となった。修了単位数の引き上げに伴い短縮コースの修得済みとみなす単位数を 30 単位から 32 単位 とした【資料 7】7。

なお、平成 21 年度標準コース入学生の修了単位数は、2 年次配当の公法 II (行政法) が 3 単位から 4 単位となったので、96 単位から 97 単位に変更された (平成 21 年度短縮コース入学者の修了単位数は、66 単位のままである)。これについては、説明会を開催し承諾書を記入のうえ提出してもらい学生からの合意を得た。

平成 21 年度から実施している明治学院大学法科大学院との単位互換は平成 22 年度も継続した。実施状況は以下のとおりである。

平成22年度 単位互換履修生履修状況

※平成22年10月1日時点

	時期	科目名	國學院大學 単位互換履修生数	明治学院大学 単位互換履修生数
Establish on	前期	医事法		1
國學院大學	VV 110	地方自治法		10
提供科目	後期	自治体政策法務		1
		NPOと法	2	
明治学院大学	前期	公共政策	0	
提供科目	V/4.4MI	国際人権法	0	
	後期	法律と人工知能	0	
	合計(延べ)	人数)	2	12

5-2-1 履修選択指導等

毎学期開始直前に導入授業と個別履修相談を実施し、履修選択指導と同時に学習指導を行っている。 導入授業は各科目 25 分で実施し、1回目の授業に先だって科目の特性や到達目標などについて説

^{7 「}國學院大學法科大学院履修規程」第4条第4項【資料7】

明している【資料 8】⁸。1回目の教材も配布されるので、学生にとって、とりわけ選択科目の履修につき判断資料を提供するものとなっている。

個別履修相談は平成22年後期から従来よりも時間を延長し、すべての学生について各30分で実施している【資料9】⁹。今年度は各専任教員が6~7名の学生を担当した。各回の相談内容を記入した専用シートは法科大学院事務課に提出され、学生ごとの原簿(個別履修相談記入シート記録〈累積〉)に一元的に集約される。この原簿は次回の個別履修相談時に面談する教員の手許資料となる。学生ごとの担当教員は原則として同一年度中は変更しないこととしている。

第6分野 授業

6-1-1 授業計画・準備及び6-1-2授業の実施について

授業の準備、授業の実施に関して、本年度は以下の施策を実施した。

- ①第4分野で指摘したとおり、修了生に対して、授業アンケートを実施し、各教員の授業計画および授業の実施の改善につなげることとした。
- ②第5分野で指摘したとおり、平成22年度から、標準コース1年次学生を対象として、基礎的な法的 思考の涵養のために、基礎演習を開講した。
- ③1年次の講義科目において、受講生の基本知識の定着を図るために、定期的に授業内に小テスト を実施していくことを申し合わせた。
- ④第8分野で述べるように、教育環境の向上を図るために、平成22年4月、法科大学院棟の地下1階を改修して法科大学院専用の教室などが設置された。ラウンドテーブル型の教室が設けられたことにより、とりわけ演習科目において、学生と教員および学生相互間の議論が行いやすくなり、授業の充実につながっている。

6-2-2 臨床教育

平成22年1月に、公開模擬「裁判員裁判」を開催した。学生が、裁判官、検察官、弁護人に扮し、 裁判員裁判の一連の流れに従い進められた。この際、裁判員は、地元の町内在住者に依頼し、新しい 裁判制度を体験してもらった【資料10】¹⁰。公開模擬「裁判員裁判」は毎年開催を予定している。

第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

^{8 「}平成22年度導入授業時間割表 前期・後期」【資料8】

^{9 「}個別履修相談についての留意事項」、「個別履修相談記入シート【記入例】」(教員手元資料)【資料9】

¹⁰ 「「公開模擬裁判」の開催について(ご案内)」案内文書、「公開模擬裁判員裁判」チラシ、「公開模擬「裁判員裁判」(平成 22 年 1 月 30 日開催)」本法科大学院ホームページ掲載の報告【資料 10】

7-1-1 法曹養成教育

(1) 法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループの立ち上げ

平成22年10月、各授業の内容が法曹に必要な資質・能力の養成にふさわしい内容となっているかを検証するために、法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ(院長、副院長、教務委員長、入試委員長、自己点検評価実施委員長、渋谷パブリック法律事務所長及び実務家教員で構成)を立ち上げ、法曹養成教育のあり方全体を再検討するとともに、「リーガルクリニック(初級)」で学生の指導を担当している渋谷パブリック法律事務所弁護士から、授業の問題点、改善の方策などを伺う機会を設けた。今年度中に取りまとめをする予定である。

(2) 公開模擬「裁判員裁判」の実施

先述したとおり、平成22年1月に、公開模擬「裁判員裁判」を開催し、学生が通常の授業の中では十分には学ぶことのできない、裁判における争点の整理能力、プレゼンテーション能力などの養成を図る機会を設けた。なお、公開模擬「裁判員裁判」に先立ち、「リーガルクリニック(初級)」授業時に、学生がプレゼンテーション技術を実践的に学ぶ機会も設けた【資料11】¹¹。

第8分野 学習環境

8-1-1 施設・設備の確保・整備

平成21年度中に法科大学院棟(百周年記念館)の地下1階を改修し、法科大学院用の教室が設置され、平成22年4月から使用を開始している【資料12】¹²。新しいフロアーには、講義室が3教室、演習室が3教室設置されている。ローライブラリー分室も設置しており、授業時及び授業前後の、教員・学生への対応をより緊密とする体制を整備した。

また、同じく地下1階に、LAN配線が敷設された、パソコンを利用できる環境の講義室を1室配置した。「リーガル・リサーチ」及び「リーガル・ライティング」の授業については、これまでどおり学部と共有のコンピュータ教室を使用し、授業がない時間帯に学生が自習のために利用することを目的としたものである。

8-1-2 図書・情報源の整備

地下1階の改修にともない、ローライブラリー分室を設置した。これはパソコン接続が可能な講義室の前に配置されており、学生からの質問・相談に迅速に対応できる体制としたものである。

8-2-1 学習支援体制

平成22年度秋季入試において視覚障害者1名の出願があり、特別措置としてパソコンによる音声読み上げソフトを用いた受験の結果、合格とした。合格発表後、当該合格者とは入学後の対応について

^{11 「}法律家の卵ら法廷話術学ぶ」(平成 21 年 12 月 6 日朝日新聞朝刊)【資料 11】

^{12 「}百周年記念館地下1階平面図」【資料12】

打合せを行い、授業を中心とした配慮すべき事項について確認を進め、大学敷地内の一部に新たに誘導用点字ブロックを敷設するとともに、百周年記念館内の講義室・演習室・研究室やトイレ等のみならず、学部授業で使用する建物内にもエレベーターの階表示を始め教室等、学生が日常利用する施設の扉に点字での教室表示板を設置した。今後も、必要な場合には、本学教育開発推進機構の学修支援センターに授業補助等の協力を依頼するなど、大学全体での協力体制づくりを図っている。

8-2-2 学生へのアドバイス

オフィスアワーに教員がいなかったり、オフィスアワーが必ずしも生かされていないとのことであるが、学内会議等で事前に不在となる場合には、研究室前にその旨を掲出したり、法科大学院事務課でその間はアポイントメントを受け付けるなどしている。また、すでに平成21年5月から実施しているが、オフィスアワー時間内・時間外を問わず、学生からの質問・相談等に対応した場合には、学生対応記録用紙に記入のうえ、法科大学院事務課に提出するものとしている。今年度前期時点での取りまとめ状況については、資料を参照されたい【資料13】13。

8-3-2 学生数

本法科大学院では、平成22年度入学者より、入学定員を40名とした。

このことは、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について」における意見も勘案してのことでもあるが、質の高い入学者を確保するためにも、現状対応可能な手段としての変更であり、入学定員を10名減らすものの、専任教員数は保持しており、これまで以上に密度の濃い学習指導体制がとれるものと考えている。

なお、平成21年第1回(4月22日)法科大学院教授会において入学定員減について承認され、その後、6月9日の常務理事会を経て、7月23日に開催された理事会において入学定員変更に伴う法科大学院学則改正について正式に承認された【資料14】¹⁴。このことに基づき、平成22年度入試における学生募集より、入学定員を40名として学生募集を行っている。

入学者数、現時点での在籍学生数については、次のとおりである。

※平成22年10月1日現在

年次	1年		2年		3年		在籍者総数	
収容定員	40		50		50		140	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	25	6	21	4	24	10	70	20
在籍者合計	31		25		34		90	
定員充足率	77.5%		50.0%		68.0%		64.3%	

※短縮コース1年次1名(男)は「1年」に、同2年次1名(男)は「2年」に含めている。

第9分野 成績評価·修了認定

^{13 「}学生対応記録用紙」、「学生対応記録集計結果 2010年4月~10月6日事務課受付分」【資料13】

^{14 「}國學院大學法科大学院学則」第5条【資料14】

9-1-2 成績評価(2) 〈厳格な実施〉

(1) 修学状況連絡協議会・成績情報交換連絡会の開催

平成21年度後期の採点報告にあたり、学生全体のみならず個々の学生の状況を全専任教員が把握するために、成績情報交換連絡会を実施した(平成22年3月3日)。この時点ではすでに成績を評価した後となるため、平成22年度からは、授業開始から約半分を終えた時点で、個々の学生の勉学の状況及び経過を全専任教員で確認することを目的に、修学状況連絡協議会を開催した(平成22年度前期=5月26日(水)、後期=10月27日(水))。これは個々の学生の学習状況を共通認識とするとともに、どのように指導をすればその学生の学力が伸長するのかにまで言及することで、その後の各授業における指導に役立てることを主眼とするものである。採点報告時期には、再度成績情報交換連会を開催することで、修学状況連絡協議会以降の学生への指導状況についての振り返りをしながら、個々の学生の学力の状況を確認することとしている。

(2) 成績評価関係資料の管理の徹底

前回認証評価において、成績評価関係資料の保管・管理の脆弱性についての指摘を受けたため、成績評価報告後1か月を目途に、授業担当教員は答案等成績評価関係資料を法科大学院事務課に提出し、これを法科大学院事務課で保管することとした【資料15】¹⁵。

平成22年度年次報告については以上である。

本年次報告書に記載した評価基準以外にも、前年度に継続して実施している事項もある。なお改善の余地がある部分については、今後も引き続き解消できるよう努力するものである。

以上

-

^{15 「}成績評価に関する答案等の手続について」【資料 15】